2026年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【3 年 標 準 型】

小 論 文 試 験 問 題（配点：200 点）

注 意 事 項

1　机上に各自の「受験票」を出しておくこと。

2　問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。

3　問題冊子は、全部で 6 ページである。

解答用紙は、全部で 4 ページである。

問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。

解答用紙は切り離さないこと。

4　解答用紙の上部所定欄に、1 ページには受験番号及び氏名を、2 ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。

5　解答は、すべて解答用紙の所定欄に記入すること。

6　解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

7　解答用紙には黒鉛筆（HB か B）又はシャープペンシル（B）を使用すること。

8　営利目的で複製、転載、転用することを禁止する。また、入試問題を二次利用する場合は別途著作権許諾処理等を行うこと。

次の文章（池上俊一『魔女狩りのヨーロッパ史』岩波書店・2024年）を読んで、あとの問1および問2に答えなさい。なお、出題に際し、一部省略した箇所および表現を変更した箇所がある。

隣人間の付き合いにうまく溶け込めない女性が魔女に仕立て上げられたのは、共同体にひび割れが起きて貧富の格差や利害関係の相違が目立ち始めたとき、説明の付かない災厄に直面した住民がスケープゴートを仕立ててその責任を転嫁して安心するためであった。しかしそれがまさに他ならぬ魔女妄想、魔女狩りになるためには、伝統的な民俗に根付いていた呪術的世界観が「悪魔化」される必要があった。

フランスの歴史家ロベール・ミュシャンブレは、フランス王国の魔女狩りに関して、（対抗）宗教改革の精神を汲み取るとともに、絶対王政のイデオロギーを信奉した都市エリートによる農村的・民衆的な思考様式・世界観の改革の動き、すなわち①「文化変容」が根底にあったのだと考えている。

その新しい文化の波を農村の民衆にもたらした都市のエリートたちというのは、（対抗）宗教改革のイデオロギーに強い影響を受けた司法官＝俗人判事や教会改革者であった。彼らの中でもエリート中のエリートたる大学の教授団、上級裁判所の裁判官、君主宮廷の裁判官や高等法院の評定官などが自ら農村を訪れる機会は少なくても、在地裁判所の裁判官たちが彼らと口頭もしくは書簡で意見交換する中で、農村部の役人らに都市エリートの精神が伝わっていった。他方、教会改革の理念も、司教巡察の際に、あるいは司教や諸修道会によって農村に送り込まれた説教師の巡歴説教を通じて、徐々に広まった。さらにそれが小教区司祭の日曜説教や絵入り新聞・パンフレット、学校での教師の訓話などで広く周知されていったのである。

知的エリートが都会から持ち込み植え付けた新しい価値観によって、田舎の習俗が刷新されていく。その過程で不適格司祭の剝職、異教的な祭りや遊びの禁止、聖務を妨げる時間中の旅籠や居酒屋の閉鎖などが実施され、売春・泥酔・暴力・性的逸脱・子殺し・ソドミーなどに監視の目を光らせた。さらに無礼で粗野な言葉遣いや身振りを改めさせたが、もっとも強い非難を浴びたのは冒瀆言辞だった。

要するに共同体から迷信・異教的要素を追い出し、カトリック・プロテスタントそれぞれの宗派が理想とする、キリスト教の教義に適った清浄で秩序ある社会にしていくのが「文化変容」活動の目標だった。とくに一六世紀後半には、異教的呪術への攻撃が活発になり、かつてならキリスト教の典礼に組み込まれたり、信心業として認められたり、祝祭日の行事として黙認されたりしていた、行為や言葉やものが、厳しく取り締まられるようになるのである。当局がとりわけ目を光らせたのは、人や家畜への危害を防ぐ対抗呪術や、占い・予言でのキリスト教儀礼の流用であった。それらは悪魔化され、悪魔崇拝さらには魔女の妖術に接近して刑法上の犯罪を構成することになる（たとえば一五七二年のザクセン選帝侯の刑法典）。

この司法官・教会関係者らによる激烈な悪魔化キャンペーンとそれに伴う呪術師・占師・祝福者のあぶり出しの結果、民衆は呪術的世界観の渦中にいる自分たちが劣等な人間だという罪責感を持ち、さらに互いに監視・忠告しあうに至った。その挙げ句、そうした民俗伝統を色濃くまとった「賢女」を典型とする女性（産婆、呪術使い女、病気癒やし女）を非難し、ひいては魔女として排除していくようになるのである。

魔女裁判は、この大きな文化変容がもたらした民衆文化抑圧の巨大装置だと評価できるが、またそれ自体が、悪魔と結びついた恐ろしい魔女とその妖術のイメージを民衆らに浸透させる機会にもなった。というのも、魔女裁判では、有罪が確定して判決が下されようという最終開廷日に——すべては決まっていて茶番のような儀式にすぎないのだが——厳粛な雰囲気の中、自白の全文が読み上げられ、被告人が個々の点について「その通りです」と確認した後、判決が下されたからである。

さらに処刑後にも、小教区司祭らが説教で魔女の悪行とその裁きについて語り、村人たちは家や畑で、家族・隣人と魔女や魔女裁判について話し合う。こうして司法機構や教会組織を介して、上から与えられ徐々に農民たちの間に浸透していった強迫的な魔女表象がいっそうの不安と苦悩をもたらした。しかしそれは同時に、彼らを襲う社会的な危機の宗教的な説明とその解決法をも与えた。だから今度は、自分たちが熱心な魔女狩りの当事者、まずは探索と告発の主体となっていくよう、村人たち自身が動機づけされたのである。

見逃してならないのは、こうした農村への悪魔および魔女観念の浸透には、一六〜一七世紀に都市エリートの薫陶を受けた新たなタイプの「農村エリート」というべき人々の働きがあったことである。これは、近世農村における共同体解体、階級分化の「勝ち組」として現れた広い土地を所有する新領主らを中心に構成された。彼らは読み書きができ、キリスト教についてのある程度の知識を有して、農村共同体の指導的立場にいた。また彼らは、近隣都市や宮廷に属する学識法曹、高度な法的知識を有する司法官とも接触したし、狂信的な説教師がやって来て魔女とその妖術の恐ろしさについて説けば、誰よりも敏感に反応したのであった。彼らは村での自分たちの権威と立場を固めるためにも魔女狩りに熱心で、自らが雇い入れ、使用する下の者たちに、自分が魔女だと疑う者らを告発するように唆（そそのか）したのである。

上に見た都市エリートの農村への介入、その結果としての文化変容を政治的文脈に置き直してみると、絶対主義国家成立との関係が見えてくる。

魔女迫害は、国王（君主）の権力強化と関連していた。中央集権の絶対主義体制構築のためには、常備軍を整えたり、主にブルジョワ階級から登用した官僚群を集めたり、税制を改善して安定的な収入を得たり、民衆反乱を徹底的に鎮圧したりすることも必要だが、それらすべてを正当化し価値付けるイデオロギーを国家が確立して、従順な臣民を創出することが不可欠だった（主権国家体制成立）。そしてヨーロッパ全土における魔女狩りの主な熱源のひとつは、そのイデオロギー形成に協力する司法官を中心とする世俗エリートと聖職者

のエリートたちが、国王・領邦君主を戴き、厳格なキリスト教道徳の実践を特徴とする政治的共同体である神的国家を創造しようと決意したところにあった。

先頭を走ったのはフランスである。すでに一五世紀末～一六世紀前半には、大貴族を国王官僚機構に取り込み、また自律的だった都市の諸特権を国王役人が蚕食して王権に従属させていたし、一七世紀の王権はフロンドの乱など多くの反乱にもかかわらず、不断に力を蓄え、ルイ一四世時代には頂点を極めた。実際には、それは社団の積み重ねから成る中央集権国家だったのだが、イデオロギー・理念としては、神の王国の地上の代理人としての国王に全臣民が平伏すべきだとされた。興味深いのは、フランス王国はローマ教皇庁を頭とする教会権力・権威の干渉から免れた「世俗国家」なのに、宗教戦争を終結に導いた一六世紀末のアンリ四世の時代から、その国家形成はすぐれて宗教的プロセスで行われたという事実である。

そして王は教養人にとって宗主の中の宗主となり、教会の息子、王国の中の皇帝であった。民衆にとっては王は国民の父、正義の裁判官、聖人、否、神そのものとも見えた。こうした超男性の聖なる存在たる王は、キリスト教秩序をも守護する責任があり、ゆえに異端を根絶するとともに、悪魔の策謀に由来するあらゆる障害を排除する厳格な司法＝刑事機構を作り上げる責務を感じたのである。そして妖術は神の創った秩序を脅かす神への大逆罪だが、同時に神の代理人たる王の秩序も脅かすので、王への大逆罪にもなった。こうした考え方を練り上げたのが、悪魔学者らであった。

フランスとは異なり、ドイツ（神聖ローマ帝国）にとっては統一した集権的政治体制の構築は遠い先であったが、それでもそれぞれの地方を一円支配する領邦に着目すれば、その多くで小さいながらも権力が集中し、中央宮廷を頂点とする裁判機構がその権力を繰り返し見せつけた。そしてドイツの領邦君主は、フランス王同様な責務、すなわち、地上の支配者であるとともに地上における神の秩序の実現という任務を自らに課していた。とりわけ領主司教のいる所で、神聖国家の考えとそれに相即したきわめて中央集権化・ヒエラルキー化した司法概念が出来たことは納得できる。悪魔学者ペーター・ビンスフェルトは、自分が副司教を務めるトリーア選帝侯領においてこうした考え方を正当化し、魔女迫害に猛進した。

そもそも神聖ローマ帝国全体に通用する重要な法律、一五三二年に皇帝カール五世の名で制定された「カロリナ刑法典」は、拷問で魔女をあぶり出し、火刑に処すべきとする規定を含み、魔女裁判を促進したことは否めない。ただしこの法典では、裁判を濫用して恣意的に有罪に持ち込むことのないようにいくつもの条件を付けて留保していたが、各領邦の君主は、それぞれ宗派におうじた法律（ポリツァイ条例）を制定して、「カロリナ刑法典」にはない犯罪を新たに規定したり、魔女の証拠・証言の基準を緩めたり、拷問の制限条件を無視したりして、魔女狩りの敷居を低めたのである。

領邦では、その内部でしばしば司法の組織・管轄関係が複雑に入り組んでいたこともあり、中央――宮廷顧問会など――の権威・権力を末端まで浸透させるのはしばしば困難だった。したがって魔女の処遇についても、配下の村や町の司法機関の自由裁量に任せがちだった。

こうして中央の監督が行き届かない中、在地の裁判所が暴走し、具体的証拠を軽視して魔女狩りを強行することが間々あったのである。例外はあるとはいえ、これは中小領邦で著しい傾向で、君主の力が強力な大領邦では上級裁判所が地方の下級裁判所を監督して、その暴走・独断が抑えられた。

以上の国々や地域以外でも、スコットランドのジェイムズ六世、デンマークのクリスチャン四世などの魔女狩りへの熱意を見ると、それが強盛国家建設への意欲と結びついていることが分かる。

一六～一七世紀ヨーロッパにおける近代国家形成の歩みの中で、中央集権的な絶対王政の推進が激しい魔女狩りの原因だった、という以上の見通しに真っ向から反対するB・レヴァックのような研究者もいる。彼は次のように主張する――中央集権化を進めるフランス王国やドイツ諸領邦は、下級裁判所・在地裁判所や関係する司法官らの身勝手な魔女狩り熱を牽制しようと努めた。具体的には大学所属の法律家の鑑定や上級裁判所の意見聴取、また上訴を義務化した点にそれは現れており、効果も大きかった。中央権力は魔女狩りを推進するよりは抑制したのであり、さらには魔女狩りを終結させる上で主導的な役割を果たしたのだ……これにも一理ある。

またフランス王国では、高等法院の理性的でバランスの取れた地方への監督など、評価される点があるかもしれない。とはいえすでに述べたように、神聖王国を率いる王は、一面で魔女裁判を国家形成に「利用」しようとしていたのは紛れもない事実だろう。フランスやドイツでもそうだが、南ネーデルラント、スコットランド、デンマークなどでも、法律や王の決定による厳正な裁きの要請ゆえに下級裁判所が張り切って厳しい魔女裁判を展開し、いわば在地裁判所が中央の権威を借りて、神の王国の代理の代理として、勢い込んで振る舞ったのだから。

さらに例を挙げよう。クロード・トローザンは一四二六年から二〇年以上にわたってドーフィネ地方の上級裁判官を務めたが、自分の職が王太子から直接任命されたことを誇りにし、いよいよ魔女・異端の根絶に使命感を募らせた。彼は二五八人を魔女として裁いたが、悔悛する可能性のない被告たちは、実際に誰かに死をもたらした害悪の張本人でなくても、またサバトに行ったことがない場合でも、その存在自体が神への大逆罪だからと、世俗王国での大逆罪と同列で死刑に処すべきだとしたのである。もともと神聖ローマ帝国内の領邦のひとつだったドーフィネは、一四世紀半ばにフランス国王に売り渡され、王族に授封された準直轄領としてフランス王国に編入された。トローザンは神の代理人としての領邦君主、ひいては王の権力を背景にして裁判を主宰したのである。

国王や領邦君主らにとっては、かつて自己の威信を高め国家形成に役立った魔女裁判が、やがて在地裁判所の勝手な振る舞いのせいで国家主権を脅かすようになったときには、態度を変えて反対に回るのだろう。だが、この態度の豹変によって中央権力の根本的な責任を回避できるわけではあるまい。

〔中略〕

農村における魔女狩りが、個人が自分の罪を共同体の他のメンバーに投影し、それによって自分自身の信心深さを証明する手段になりえたように、宗教的に分裂した地域にあるプロテスタントやカトリックの共同体もまた、神が自分たちの味方であること、より厳密に言えば、自分たちが神の味方であることを、それによって証明することができたのである。

近年ドイツ近世史で盛んに話題になっているのが、いわゆる「社会的規律化」である。プロテスタントの宗教改革とカトリックの対抗宗教改革は、教理の差は大きくても、ともに善きキリスト教徒と秩序正しい清浄な社会を作るために生活を規律化しようとする動きは共通していた。

これは教会が領邦君主の監督下におかれる領邦教会制、それぞれの宗派の信仰と生活規範を世俗権力との協力の下に地域内で徹底させる宗派化、およびポリツァイ（良き公共秩序〈の保全・実現〉）の動向と不可分であり、国家、都市、教会それぞれが協力して、官僚や軍隊・聖職者の指導の下、公的なプログラムを掲げて推進された。政治と行政が、家庭、ギルド、都市、国といった入れ子状態の神聖なるキリスト教共同体を実現させようとしたのである。

すなわち、国王／君主を筆頭に、地方の司法官、聖職者、都市参事会などが力を合わせ、臣民の粗野な習俗を改めさせるべく、祭り・飲酒・売春・姦通・放浪・賭博・暴力・ダンス・浪費などを禁止もしくは規制した。それは情念への惑溺や性の乱脈が、社会秩序を崩壊させないようにするためだった。また奢侈条例とりわけ衣服条例を制定して、贅沢を抑制するとともに身分・職業にふさわしい衣服を着用するよう命じた。

②社会的規律化のひとつのモデルとして「聖なる家庭」があった。すなわち実際の家庭が立派な家父長によって物理的かつ道徳的に治められるように、都市全体としても――聖なる都市として――都市参事会を牛耳る都市貴族らが、都市の中の「父」として、「子どもたち」すなわち市民の行状を用心深く監視し、彼らに必要なものを与え、またこまごまとした条例を定めたり、結婚を司る政府機関としての都市結婚裁判所を創設したりして、なにくれとなく口うるさくたしなめたのである。プロテスタント都市では、結婚や家族についての掟、妻は夫を愛するのみならず、彼に服従し支配されるべきだと言うルターの教えも、参事会により代弁されたのだ。

他方カトリック側では、トレント公会議で定められた対抗宗教改革の目標に沿って、カトリックの教義・典礼・信心業の正しさを再確認するとともに、迷信を一掃し道徳的に浄化・規律化された信徒らを創ろうと、さまざまな試みが実践された。その二本柱が「巡回裁判」と「司教巡察」であり、臣民にカトリックの教えを浸透させ、正しい生活を強いるべく活発に行われた。夫婦喧嘩や悪口雑言、教会への出席不足が明らかになると、厳しく咎められた。ほかには、印刷されたカテキズム（教理問答集）とその解説書で日常生活の指導が行われたことも重要である。冒瀆言辞や深刻な性的逸脱は、たんなる罰金ではなく、派手な儀式で晒し台に晒されたり追放されたりするなど、公的な制裁を科された。

これまでの行論から窺われるように、社会的規律化でとりわけ力が入れられたのは、社会の細胞の「家」であったが、その理由は、家長を頭に、妻や子ども、召使いが共同生活する家庭こそが、国家をはじめすべての秩序の根っこだと考えられたからである。ルターも勧めていたように、家に閉じこもり、神が認めた「家の中の王」である夫に服従するのが良き妻で、そうでない反抗的な妻や、そもそも家の秩序の外に出た独り者の女が魔女と名指されがちであった。つまり魔女とは、政治と社会における家父長制的秩序への反逆者なのであり、魔女の存在は社会的規律化と絡んでいたのである。ジャン・ボダンも国家およびその統治モデルたる家の破壊者として魔女を糾弾していた。

実際、魔女狩りは社会的規律化の文脈にうまく嵌り込む。魔女の妖術は「例外犯罪」とはいえ、より広い視野で見れば社会の秩序への違背者の悪行で、ポリツァイの対象のひとつである点で、他の多くの犯罪と共通性を具えていた。刑事裁判記録の検証を重ねると、逮捕から捜査、尋問・証明方法、拷問・処罰に至るまで、一連の手続きにおいても魔女の犯罪は特別ではなく、殺人、窃盗、放火犯なども類似した扱いに服したことが明らかになる。

問 1　下線部①「文化変容」とあるが、著者は文化変容についてどのような現象であると考えているのか。都市エリートと農村エリートが果たした役割を踏まえつつ、本文に即して 500 字以内で説明しなさい。

（配点：100 点）

問 2　下線部②「社会的規律化のひとつのモデルとして「聖なる家庭」があった。」とあるが、「聖なる家庭」をモデルとした社会的規律化において、魔女が糾弾されたのはどのような理由によるのか。本文に即して 500 字以内で説明しなさい。

（配点：100 点）

＜出題の趣旨等　2026年度　小論文＞

〔出題の趣旨〕

問1・問2は、著者が論じている内容や文章構造を理解したうえで、問いに対して解答することを求めている。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうかが、前提として問われている。

〔配点〕

問1　100点

問2　100点

合計　200点

〔採点基準〕

問1は、「文化変容」に関する著者の理解を説明することが中心であるが、「都市エリートと農村エリートが果たした役割」を踏まえて説明することも求めている。そのため、都市エリート、農村エリートとはいかなる者かを説明し、両者が農村においていかなる影響を及ぼしたのか、両者がいかなる関係にあるのかを説明することが特に重要となる。

問2は、「聖なる家庭」をモデルとした社会的規律化において魔女が糾弾された理由を説明するように求めている。解答に際して、魔女が糾弾された理由を説明する前提として、社会的規律化、「聖なる家庭」について説明することが必要である。特に社会的規律化についてはその背景にある社会的状況について説明することが重要である。そのうえで、これらとの関係で、魔女が糾弾された理由を説明する必要がある。

以上